議案第３７号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成１２年守谷町条例第２号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和　３　年　６　月　３　日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
３７号	1

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成１２年守谷町条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則第９条第１項中「令和２年２月１日から令和３年３月３１日」を「令和３年４月１日から令和４年３月３１日」に，「（第１号被保険者の資格を取得した日から１４日以内に法第１２条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以降に納期限が定められている保険料であって，当該届出が第１号被保険者の資格を取得した日から１４日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）」を「（令和２年度末に資格を取得したこと等により賦課される令和２年度相当分の保険料を含む。）」に改め，同項第１号中「維持する者」の次に「(以下「主たる生計維持者」という。)」を加え，同項第２号中「第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め，同号ア中「事業収入等のいずれかの減少額」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額」に改め，同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第２２条の２第１項に規定する合計所得金額をいう。）のうち，減少する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行し，改正後の附則第９条第１項及び次項の規定は，令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　令和２年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第９条第１項の規定の適用については，同項第２号イ中「令第２２条の２第１項」とあるのは，「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第３８１号）第７条の規定による改正前の令第２２条の２第１項」とする。

議 案	頁 数
３７号	2

提案理由（議案第３７号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第一号保険料の減免措置について，申請の対象年度を変更するため，守谷市介護保険条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
３７号	3

守谷市介護保険条例新旧対照表

改　　正	現　　行
附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第９条　令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては，特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（令和２年度末に資格を取得したこと等により賦課される令和２年度相当分の保険料を含む。）の減免については，次の各号のいずれかに該当する者は，第１３条第１項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして，同項の規定を適用する。 （１）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。	附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第９条　令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては，特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第１号被保険者の資格を取得した日から１４日以内に法第１２条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以降に納期限が定められている保険料であって，当該届出が第１号被保険者の資格を取得した日から１４日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については，次の各号のいずれかに該当する者は，第１３条第１項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして，同項の規定を適用する。 （１）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。

参考資料

）により，第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し，又は重篤な傷病を負ったこと。 （２）新型コロナウイルス感染症の影響により，主たる生計維持者の事業収入，不動産収入，山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ，次のア及びイに該当すること。 ア　主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金，損害賠償等により補填されるべき金額があるときは，当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の１０分の３以上であること。 イ　主たる生計維持者の合計所得金額（令第２２条の２第１項に規定する合計所得金額をいう。）のうち，減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が４００万円以下であること。 ２　（略）	）により，第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し，又は重篤な傷病を負ったこと。 （２）新型コロナウイルス感染症の影響により，第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入，不動産収入，山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ，次のア及びイに該当すること。 ア　事業収入等のいずれかの減少額（保険金，損害賠償等により補填されるべき金額があるときは，当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の１０分の３以上であること。 イ　減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が４００万円以下であること。 ２　（略）